

河川整備計画は、実現可能かつ優先的に整備すべき箇所から実施するよう、国に対して意見書の提出を求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第55号

受理年月日 平成28年6月7日

付託年月日 平成28年6月14日

陳情者
.

陳情原文 2012年1月、参議院の要請に基づいて、会計検査院はスーパー堤防に関する報告書を提出しました。この中で会計検査院は、国交省がスーパー堤防の整備済みの算出に、暫定完成及び事業中を含めていることを厳しく指摘しました。また、完成したスーパー堤防区間は、計画区間120kmのうち、わずか3.4kmで、全区間完成まで単純計算で900年以上かかることが明らかになりました。さらに、会計検査院は、次の所見を付け加えています。

「高規格堤防整備事業が、その整備に相当程度の期間と費用を要する事業である一方で、通常堤防の整備や堤防強化対策は、治水上、早期の完成が望まれることから、通常堤防の整備や堤防強化対策の優先的な実施を検討すること。」

しかしながら、その後、国交省は会計検査院の所見に耳を傾けず、スーパー堤防整備を進めています。そして昨年9月、茨城県常総市で、たった10年に一度の大雨で、鬼怒川堤防が決壊し、多くの被害が出てしまいました。この水害は、せっかくの会計検査院の所見を無視したことによるものと言っても過言ではありません。

かつて、旧建設省時代に、耐越水堤防工法が開発され、一部区間で実施されたにもかかわらず、巨大事業の妨げになるとして、後景に追いやられた方式(フロンティア堤防、TRD工法、ハイブリッド工法等)を、今こそ復活すべきです。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

会計検査院の指摘に耳を傾け、河川整備計画は優先順位を明確にし、現実的な耐越水堤防工法などを採用し、通常堤防の強化を速やかに実施されるよう、国に対して意見書の提出を求めます。